

議案第128号

上越市企業振興条例の一部改正について

上越市企業振興条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市企業振興条例の一部を改正する条例

上越市企業振興条例（昭和60年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（同条に規定する機械及び装置に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。